



by BlackRock

iシェアーズ MSCI ジャパン高配当利回り ETF

追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型

投資信託説明書(交付目論見書) 2023年11月10日

※本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

- iシェアーズ MSCI ジャパン高配当利回り ETF(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2023年11月9日に関東財務局長に提出しており、2023年11月10日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)については、委託会社のホームページにて閲覧いただけます。また、投資信託説明書(請求目論見書)は、ご請求に応じて指定参加者を通じて交付いたします。なお、ご請求いただいた場合には、その旨をご自身で記録をしておいてください。
- 当ファンドの投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。
- 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理しております。

| 商品分類 | | | | | 属性区分 | | | |
|-------------|------------|-------------------|------|---------|------------|------|------------|-------------------------------------|
| 単位型・ 追加型 | 投資対象 地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 独立区分 | 補足分類 | 投資対象 資産 | 決算頻度 | 投資対象 地域 | 対象 インデックス |
| 追加型投信 | 国内 | 株式 | ETF | インデックス型 | 株式一般 | 年2回 | 日本 | その他 (MSCIジャパン高配当利回りインデックス(配当込み)) |

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(www.toushin.or.jp/)にてご覧いただけます。

| |
|--|
| 委託会社(ファンドの運用の指図を行う者) |
| ブラックロック・ジャパン株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第375号 設立年月日:1988年3月11日 資本金:31億2,000万円 運用する投資信託財産の合計純資産総額:11兆6,723億円(2023年7月末現在) <当ファンドの詳細情報の照会先> 当ファンドの詳細情報については、以下にお問い合わせください。 電話番号:03-6703-4110(受付時間 営業日の9:00~17:00) ホームページアドレス: www.blackrock.com/jp/ |
| 受託会社(ファンドの財産の保管および管理を行う者) |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 |

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。 NM1123U-3219991-1/11

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

iシェアーズ MSCI ジャパン高配当利回り ETFは、主としてMSCIジャパン高配当利回り指数(配当込み)(以下「対象指数」または「ベンチマーク」といいます。)に採用されている銘柄および採用が決定された銘柄の株式に投資することにより、基準価額が対象指数の動きと高位に連動することを目指します。

ファンドの特色

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、本商品のコンセプトが投資信託の機能を利用して対象指数の現物化を図ろうとするものであり、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

1 受益権を東京証券取引所に上場します。

ファンドの受益権は、いつでも東京証券取引所で売買することができます。

売買単位は、1口単位です。手数料は売買の委託を受けた第一種金融商品取引業者が独自に定める率を乗じて得た額とします。取引方法は株式と同様です。

詳しくは東京証券取引所の会員である第一種金融商品取引業者へお問い合わせください。

※取引所での市場価格は取引時間中に変動するものであり、取引所における需給のバランスや売買高の状況、各種取引規制、投資対象市場と取引市場の時差または取引日の相違等の影響を受けることにより、ETFの市場価格は基準価額から乖離することがあります。

2 追加設定・交換は一定口数以上の申込に限定されます。

対象指数に高位に連動するという目的の支障とならないようにするために、追加設定・交換を対象指数のポートフォリオを組成するために必要な金額以上の場合に限定するものです。

追加設定・交換はクリエーション・ユニットと呼ばれる単位ごとによって行われます。クリエーション・ユニットとは、受益権の取得・交換を行うために委託会社が定める受益権の口数で表示される単位をいいます。

1クリエーション・ユニットに対応する受益権の口数は、委託会社が毎営業日ごとに決定します。

3 追加設定・交換は対象指数を構成する株式により行うことができます。

1クリエーション・ユニットの設定・交換を行うために必要な対象指数を構成する株式(以下「対象指数構成銘柄」といいます。)および金銭の内容は、ポートフォリオ・コンポジション・ファイル(以下「PCF」といいます。)として委託会社が決定し、指定参加者*に提示します。

ファンドの基準価額と金融商品取引所での時価との間に乖離が生じたときに、合理的な裁定が入り、そうした乖離が収斂することにより、金融商品取引所での円滑な価格形成が行われることを期待するものです。

*「指定参加者」とは、委託会社が、受益権の取得申込および交換請求を行う者として指定した第一種金融商品取引業者とします。

(イ)追加設定

投資者は、PCFにより定められた対象指数構成銘柄および金銭をもって受益権を取得します。

また、投資者が対象指数構成銘柄に含まれる株式の発行会社等である場合には、原則として、対象指数構成銘柄の時価総額のうち当該銘柄の時価総額に相当する金額および当該銘柄を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額(本書類作成時現在、当該時価総額の0.03%を上限とした額)を当該銘柄に代えて金銭にて指定参加者に支払うものとします。

(ロ)交換

一定口数以上の受益権を保有する投資者は、それに相当する信託財産中の対象指数構成銘柄と交換することができます。

■株式の貸付を行う場合があります。その場合、運用の委託先としてブラックロック・インスティテューションル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.に株式の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

運用体制

- ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。
- ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。
- 社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、あるいは投資委員会等の開催により、各ファンドの投資方針等にしたがって運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。
- 当ファンドの運用は、株式インデックス運用部(6名程度)が担当いたします。

※ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

投資制限

株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%未満とします。

外貨建資産への投資は、原則、行いません。

分配方針

年2回の毎決算時(原則として2月9日および8月9日)に、経費等控除後の配当等収益(配当金、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。)の全額を分配することを原則とします。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きによる影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドに係る主なリスクは以下のとおりです。

■国内株式投資のリスク

日本国内に本拠を置く企業の普通株式を主要投資対象とします。したがって、国内の経済および市場動向または組入株式の発行会社の経営・財務状況に応じて組入株式の株価および配当金が変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■有価証券の貸付等におけるリスク

有価証券の貸付等において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと、また契約期限どおりに貸付有価証券が返却されないこと等)が生じる可能性があります。損失を被ることがあります。

また、貸付有価証券等が返却されない等の契約不履行が生じた場合、借主より差し入れられた担保有価証券等(担保には、ブラックロック・グループが設定または運用するファンドが含まれる場合があります。)により清算処理を行いますが、貸付有価証券または担保有価証券の評価額の時価変動等により、ファンドが損失を被ることがあります。

これらのリスクを低減させるため、ファンドはブラックロックの関係会社との間の補償契約の対象となる場合があります。当該補償契約の対象となった場合、貸付契約不履行時に担保有価証券の価値が貸付有価証券の価値に満たなかった時には、当該補償により貸付有価証券の全てが補償されます。

その他の留意点

◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

◆流動性リスクに関する事項

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク(流動性リスク)があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

・経済全体または個別企業の業績の影響により、株価変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、株式市場動向が不安定になった場合

※金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。

◆収益分配金に関する留意点

・分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

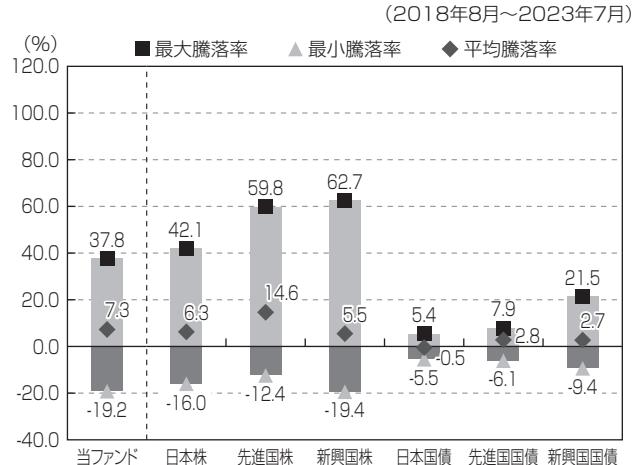
・分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク(流動性リスクを含む)が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※上記グラフは過去5年間の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

- 日本株……… 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株…… MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株…… MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)
- 日本国債…… NOMURA-BPI国債
- 先進国債…… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債…… J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※上記グラフは過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<各指数について>

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する我が国を代表する指数です。東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値および東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI国債は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

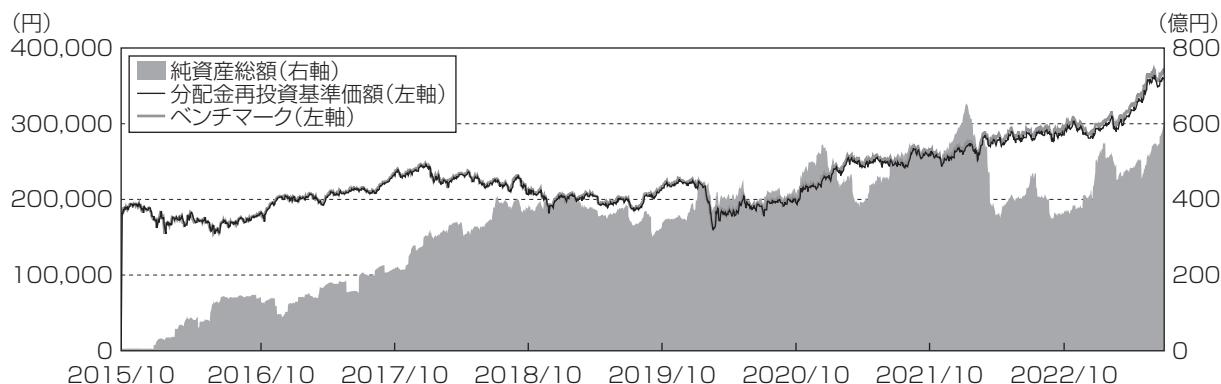
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

運用実績

2023年7月末現在

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧下さい。グラフ上のベンチマークについては、グラフの起点時の分配金再投資基準価額に基づき指数化しています。

※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとみなして算出しています。

分配の推移

| 設定来累計 | | 40,700円 |
|-------|---------|---------|
| 第10期 | 2021年2月 | 2,800円 |
| 第11期 | 2021年8月 | 2,900円 |
| 第12期 | 2022年2月 | 2,700円 |
| 第13期 | 2022年8月 | 4,900円 |
| 第14期 | 2023年2月 | 3,100円 |

※分配金は税引前、100口当たり

主要な資産の状況

組入上位10銘柄(%)

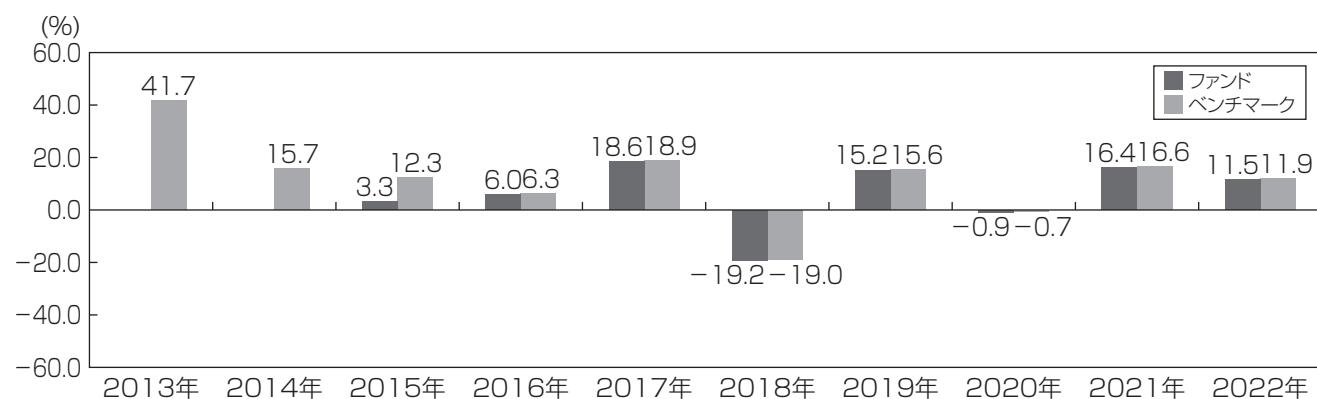
| | 銘柄名 | 業種 | 比率 |
|----|----------|--------|-----|
| 1 | 三井物産 | 卸売業 | 5.6 |
| 2 | トヨタ自動車 | 輸送用機器 | 5.5 |
| 3 | 伊藤忠 | 卸売業 | 5.4 |
| 4 | 本田技研 | 輸送用機器 | 5.2 |
| 5 | 小松製作所 | 機械 | 5.1 |
| 6 | 東京海上HD | 保険業 | 5.1 |
| 7 | 東京エレクトロン | 電気機器 | 5.1 |
| 8 | 任天堂 | その他製品 | 4.9 |
| 9 | ソフトバンク | 情報・通信業 | 4.7 |
| 10 | 日本たばこ産業 | 食料品 | 4.7 |

年間收益率の推移

※ファンドの收益率は、基準価額(分配金落後)をもとに算出してあります。

※2013年および2014年はベンチマークの年間收益率を表示しています。

※2015年は、ファンドは設定日(10月19日)から年末までの收益率を、ベンチマークは年初から年末までの收益率を表示しています。



※運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。

※ベンチマークはあくまでも参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

手続・手数料等

お申込みメモ

| | |
|----------------------------|---|
| 取 得 単 位 | 1クリエーション・ユニット以上1クリエーション・ユニット単位 |
| 取 得 價 額 | 取得申込受付日の基準価額 ファンドの基準価額は、100口当たりで表示されます。 投資者は、PCFにより定められた対象指数構成銘柄および金銭をもって受益権を取得します。 委託会社は、PCFを取得申込受付日の前営業日に指定参加者に提示します。 |
| 株 式 の 引 渡 し | 取得申込に係る対象指数構成銘柄および金銭を、指定参加者の指定する日までに引渡すものとします。 |
| 当 初 元 本 | 当初元本は1口当たり、1,827円とします。 |
| 交 換 単 位 | 1クリエーション・ユニット以上1クリエーション・ユニット単位 |
| 交 換 價 額 | 交換請求受付日の基準価額 信託財産に属する株式のうち、交換請求された受益権の価額に相当する株式を投資者に交付します。 交付される株式(PCF)は交換請求受付日の前営業日に指定参加者に提示します。 |
| 交換株式の交付 | 原則として指定参加者または交換請求者に交換請求受付日から起算して3営業日目から信託財産に属する株式の交付を行います。 |
| 申込締切時間 | 取得申込受付日または交換請求受付日の午後3時までとします。 ※午後3時以降は申込を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および取得申込者が、申込日の午後3時までに委託会社に取り消しの申出を行い、委託会社が承認する場合は、その申込を取り消すことができます。 |
| 取得の申込期間 | 2023年11月10日から2024年5月9日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 |
| 取 得 申 込 ・ 交 換 請 求 不 可 日 | 次の1.から7.の期日および期間については受益権の取得申込および交換請求に応じない場合があります。 1.ファンドの計算期間終了日(決算日)の前営業日(ただし決算日が休業日の場合は、決算日の2営業日前から前営業日までの間) 2.委託会社が、約款に規定する運用の基本方針に沿った運用に支障を来たすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき 3.対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間 4.対象指数構成銘柄の変更実施日および銘柄株数の変更実施日の各々前営業日から翌営業日までの間 5.対象指数構成銘柄の売買停止日 6.このファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 7.上記1.から6.のほか、委託会社がこのファンドの運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき |

| | |
|---|---|
| 取 得 申 込・交 換 請 求 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し | 金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、受益権の取得申込・交換請求の受付の中止、受益権の取得申込・交換請求の受付の取消またはその両方を行うことができます。 |
| 信 託 期 間 | 無期限(2015年10月19日設定) |
| 繰 上 償 還 | 投資者のため有利であると認めるとき、もしくは設定日から3年経過の日以降に、受益権の口数が50万口を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生した場合等には、信託期間の途中でも信託を終了(繰上償還)させる場合があります。また、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合、または、対象指数が廃止された場合等は、繰上償還させます。 |
| 決 算 日 | 毎年2月9日および8月9日 |
| 収 益 分 配 | 毎決算時に収益分配方針に基づき分配します。 |
| 信 託 金 の 限 度 額 | 10兆円相当の有価証券および金銭とします。 |
| 公 告 | 投資者に対してする公告は、電子公告により次のアドレスに掲載します。 www.blackrock.com/jp/ |
| 運 用 報 告 書 | 運用報告書の作成・交付はいたしません。 |
| 課 稅 関 係 | 課税上は特定株式投資信託として取扱われます。上場証券投資信託等は税法上、NISA(少額投資非課税制度)の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。詳しくは、第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。配当控除および益金不算入の適用対象です。 |

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用 | | 各費用の詳細 |
|----------------|--|--------------------------|
| 取得時手数料 | 指定参加者が定める申込手数料(消費税等相当額を含む。)を投資者から徴収することができるものとします。詳しくは、指定参加者にお問い合わせください。 | 取得時の商品説明、取得に関する事務手続き等の対価 |
| 信託財産留保額 | ありません。 | — |
| 交換(買取)時手数料 | 指定参加者は、投資者が交換を行うときおよび受益権の買取りを行うときは、当該投資者から、指定参加者が独自に定める手数料(消費税等相当額を含む。)を投資者から徴収することができるものとします。詳しくは、指定参加者にお問い合わせください。 | 交換(買取)に関する事務手続き等の対価 |

| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | | 各費用の詳細 |
|---------------------|---|--|
| 運用管理費用 (信託報酬) | ファンドの純資産総額に対して年0.209%(税抜0.19%)以内の率を乗じて得た額 ※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 | 運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率 |
| | 運用管理費用の配分 (委託会社) 年0.1815% (税抜0.165%) | ファンドの運用、基準価額の計算、各種書類の作成等の対価 |
| | (受託会社) 年0.0275% (税抜0.025%)以内 | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価 |
| その他の費用・手数料 | 上場に係る費用、対象指数の商標の使用料について、ファンドの純資産総額の年0.0495%(税抜0.045%)を上限として、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払うことができます。 ファンドの諸経費、売買委託手数料等は、その都度もしくは日々計上され、その都度もしくは毎計算期末または信託終了のとき、ファンドから支払われます。 また、株式の貸付を行った場合はその都度、信託財産の収益となる品貸料の2分の1相当額以内が報酬としてファンドから運用の委託先等に支払われます。 ※その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。 | ・ファンドの諸経費:ファンドの財務諸表監査に関する費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息等 ・売買委託手数料:組入有価証券の売買の際に発生する手数料 |

※当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

※取得時手数料、交換(買取)時手数料、運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料は、消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。

■税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|-----------|-----------|--|
| 分配時 | 所得税および地方税 | 配当所得として課税されます。 分配金に対して20.315% |
| 売却時および交換時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税されます。 売却時および交換時の譲渡益に対して20.315% |

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、第一種金融商品取引業者で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2023年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■MSCIジャパン高配当利回りインデックス(配当込み)(以下「MSCI指数」といいます。)の著作権等について■
当金融商品は、MSCI Inc.(以下、「MSCI」と言う)、その関連会社、その情報提供会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者(以下、まとめて「MSCI関係会社」と言う)が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数は、MSCIが独占的に所有しています。MSCIおよびMSCI指数は、MSCIおよびその関係会社のサービスマークであり、ブラックロック・ジャパン株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI関係会社は、ブラックロック・ジャパン株式会社または当金融商品の所有者または不特定多数の公衆に対して、金融商品全般的またはこの特定の金融商品への投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると暗示的であると問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI Inc.とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、当金融商品または当金融商品の所有者に関わらず、MSCI Inc.により決定、作成、および計算されています。MSCI関係会社は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、ブラックロック・ジャパン株式会社または当金融商品の所有者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI関係会社は、当金融商品の募集等に関する事項の決定について、また、当金融商品を換金するための計算式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。更に、MSCI関係会社は、当金融商品の所有者に対し、当金融商品の管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI関係会社は、MSCI指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および／または完全性について保証するものではありません。MSCI関係会社は、明示的にも暗示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、ブラックロック・ジャパン株式会社、当金融商品の所有者その他の個人・法人が、契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連してMSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行うものではありません。MSCI関係会社は、MSCI指数およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。更に、MSCI指数およびそれに含まれるデータに関し、MSCI関係会社は、明示的、暗示的な保証を行うものではなく、かつMSCI関係会社は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害(逸失利益を含む。)につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI関係会社は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

iShares[®]
by BlackRock